

統計調査の民間委託・民間開放をめぐる主な動き

| 年月日 | 事 項 |
|------------------|---|
| 平成 11 年 4 月 27 日 | <p>国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画（閣議決定）[参考 3 別添 1]</p> <ul style="list-style-type: none"> 統計事務（集計、データベース作成・提供、実査等）の包括的民間委託を含めた民間委託の推進・組織の減量化 |
| 15 年 3 月 31 日 | <p>行政改革の実施状況（平成 14 年度版行政改革大綱のフォローアップ）（行政改革推進本部報告）[別添 2]</p> |
| 16 年 12 月 24 日 | <p>規制改革・民間開放の推進に関する第 1 次答申（規制改革・民間開放推進会議）[別添 3]</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定統計の民間開放を推進 指定統計のうち、企業を対象とする小規模な統計の包括的民間委託に関し、具体的にどのような弊害が生じ、予防手段として何が講じ得るか等についての検討を深めるため、試験調査等の必要な措置を速やかに実施 |
| 17 年 3 月 25 日 | <p>規制改革・民間開放推進 3 か年計画（改定）（閣議決定）[別添 4]</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記第 1 次答申の内容に沿った閣議決定 |
| 3 月 31 日 | <p>「統計調査の民間委託に係るガイドライン」（各府省統計主管課長等会議申合せ）の策定</p> |
| 12 月 21 日 | <p>規制改革・民間開放の推進に関する第 2 次答申（規制改革・民間開放推進会議）[別添 5]</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 18 年度に「科学技術研究調査」及び「個人企業経済調査」について試験調査等を実施。その結果を踏まえて、遅くとも平成 19 年度までに市場化テスト・民間開放を実施 総務省は、同省所管の上記 2 指定統計調査以外の全ての指定統計調査について、平成 19 年度までに市場化テスト・民間開放を実施するため、遅くとも平成 18 年度前半までに計画を策定 総務省は、他府省所管の指定統計調査等に係る市場化テスト・民間開放を促すため、ガイドラインの改定等所要の措置を実施 |
| 3 月 13 日 | <p>「統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務省（統計局）所管の指定統計調査の実施業務について民間開放・市場化テストをいかに進めていくかに関し、専門的な検討を行うため開催（平成 19 年 4 月まで） |

| 年月日 | 事 項 |
|----------|--|
| 18年3月31日 | 規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）（閣議決定）〔別添6〕 ・ 上記第2次答申の内容に沿った閣議決定 |
| 6月5日 | 「統計法制度に関する研究会報告書」の公表（総務省） |
| 7月7日 | ○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）の施行、「官民競争入札等監理委員会」の設置（内閣府） |
| | ○経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（閣議決定）〔別添7〕 ・ 統計の構造改革の推進、市場化テストの導入・民間開放等により、既存の統計部門のスリム化を推進 |
| 9月1日 | 「官民競争入札等監理委員会統計部会」の設置（内閣府） （平成19年4月から「公共サービス改革小委員会統計調査分科会」に改組） |
| 9月5日 | 公共サービス改革基本方針（閣議決定）〔別添8〕 ・ 総務省所管のすべての指定統計調査について民間開放を実施 ・ 民間開放のための法的措置を実施 |
| 10月6日 | 「総務省所管の指定統計調査の民間開放に向けての計画」の公表（総務省）〔別添9〕 ・ 平成19年度から科学技術研究調査（国直轄）の民間開放を実施 ・ その他の調査（地方公共団体に実査を委託）は当面地域単位で民間開放 |
| 12月22日 | 公共サービス改革基本方針別表の改定（閣議決定）〔別添10〕 ・ 科学技術研究調査の民間競争入札の実施 ・ 地方公共団体における民間開放に係る入札の実施を可能とするために必要な措置の実施 ・ ガイドラインの改定及び民間開放に向けた具体的方策の検討（総務省及び関係府省） |
| 19年4月18日 | 「統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会報告」公表（総務省）〔別添11〕 ・ 試験調査等による実証的な検証の結果、①全国規模で民間開放を行った場合、本体調査と同等の質を確保することは困難、②都道府県単位の場合、一定の条件の下、適切な民間事業者の選定により本体調査と同等の質を確保することは可能、③国直轄の科学技術研究調査について、督促、照会対応等の業務を民間 |

| 年月日 | 事 項 |
|--------|---|
| 5月30日 | <p>事業者に委ねることは可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、調査ごとの特性に応じた更なる検討が必要 <p>「統計調査の民間委託に係るガイドライン」(各府省統計主管課長等会議申合せ)の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間委託の推進対象業務の範囲の拡大と要件の明確化 ・ 民間開放の手法と公共サービス改革法に則って実施する統計調査業務の考え方を整理 ・ 報告者の信頼確保等の観点から講ずべき措置の明確化 |
| 6月6日 | <p>「統計調査の民間開放の検討・評価に関する懇談会」の設置(総務省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総務省(統計局)所管の統計調査の民間開放の実施に関し、調査ごとの特性に応じた具体的かつ専門的な検討等を行うため設置 |
| 6月19日 | <p>経済財政改革の基本方針2007(閣議決定)[別添12]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 統計調査関連業務についてガイドラインの改定等を踏まえた市場化テストの導入の積極的推進 |
| 8月8日 | <p>統計調査業務における民間事業者の活用等に関する研究会の開催(経済産業省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 統計調査業務における民間事業者の活用に関する諸課題の整理、改善に向けた対応策の検討等を行うため開催(平成20年1月まで) |
| 10月26日 | <p>公共サービス改革基本方針別表の改定(閣議決定)</p> |
| 12月24日 | <p>公共サービス改革基本方針別表の改定(閣議決定)[別添13]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次の調査について民間競争入札を実施 <ul style="list-style-type: none"> ①科学技術研究調査(総務省)、②社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査(厚生労働省)、③就労条件総合調査(厚生労働省)、④牛乳乳製品統計調査(農林水産省)、⑤生鮮食料品価格・販売動向調査(農林水産省)、⑥木材流通統計調査のうち木材価格統計調査(農林水産省)、⑦経済産業省企業活動基本調査(経済産業省) ・ 地方公共団体における民間開放の着実な実施を可能とするための措置 |